

8 施設区分別整備基準（基本事項）

		①学校等	②医療機関	③児童福祉施設	④福祉施設	⑤集会場、公会堂（公民館、貸館施設を含む）	⑥販売店舗	⑦観光、飲食施設	⑧宿泊施設	⑨温浴施設	⑩スポーツ施設	⑪博物館、美術館、図書館	⑫事務所等	⑬公衆トイレ	⑭共同住宅	⑮工場等	⑯駐車場	⑰-1公共用歩廊	⑰-2バス停	⑰-3その他
6-1 全体共通																				
(1) 路面・床																				
素材・仕上げ	段差を設けなくて、平坦にする。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	濡れても滑らない素材または仕上げとする。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	アトピー性皮膚炎、喘息、化学物質過敏症等を誘発させにくい素材とする。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
色	スロープを設ける場合は、1/12以下（屋外は1/15以下、歩道内は1/20以下）の緩やかな勾配とする。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	利用者が多い施設では、壁と床の境、部屋と廊下の境、スロープ等、用途が変わる部分では、材質を区別したり、色彩や明暗の差をつける。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
排水溝ふた	杖、靴のヒール、車いすのタイヤ等が落ち込まない構造とし、溝ふたのピッチは10mm以下とする。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	溝ふたは濡れても滑らない素材または仕上げとする。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
(2) 視覚障害者誘導用ブロック																				
位置	主な動線（主要な通路、歩道から玄関、玄関から総合案内、総合案内からエレベーター等）に連続的に敷設する。	Ⓐ	○	Ⓒ	Ⓒ	○	○	○	○	○	○	○	○	○	Ⓑ	Ⓑ	○	○	○	○
	自動ドア付近に敷設する場合は、自動ドアが確実に開く位置に点状ブロックを敷設する。	Ⓐ	○	Ⓒ	Ⓒ	○	○	○	○	○	○	○	○	○	Ⓑ	Ⓑ	○	○	○	○
	開き戸付近に敷設する場合は、扉が開いた先端の位置に点状ブロックを敷設する。	Ⓐ	○	Ⓒ	Ⓒ	○	○	○	○	○	○	○	○	○	Ⓑ	Ⓑ	○	○	○	○
	利用者が多い施設では、スロープの終始点に点状ブロックを敷設する。	Ⓐ	○	Ⓒ	Ⓒ	○	○	○	○	○	○	○	○	○	Ⓑ	Ⓑ	○	○	○	○
色・仕様	利用者が多い施設では、階段の終始点から15～30cm程度間隔を空けた位置に点状ブロックを敷設する。	Ⓐ	○	Ⓒ	Ⓒ	○	○	○	○	○	○	○	○	○	Ⓑ	Ⓑ	○	○	○	○
	床との違いを際立たせる。（床の色と対照的な明度・輝度としたり、視覚障害者誘導用ブロックの両側に線を引いたりなどとする。）	Ⓐ	○	Ⓒ	Ⓒ	○	○	○	○	○	○	○	○	○	Ⓑ	Ⓑ	○	○	○	○
説明		※Ⓐは利用者の動線を考慮し、必要箇所に設置すること（駐車場から玄関等の経路については、状況に応じて検討すること）。ただし、職員等の人的支援が可能な場合は、必須としない。 Ⓑは共用部分のみ。 Ⓒは利用者の状況を考慮し、突起物を設けなくても良い。																		
(3) 手すり																				
位置	通路（廊下）に連続的に設置する。	Ⓐ	○	Ⓐ	Ⓐ	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	スロープの両側に連続的に設置する。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	階段の両側に連続的に設置する。	Ⓑ	○	Ⓑ	Ⓑ	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	エレベーターのごこ内には、横型操作盤を設置する面に手すりを設置する。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
点字	浴室、シャワー室、脱衣室の必要な場所に手すりを設置する。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	手すりの端や曲がり角部分には、点字を設置する。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
説明		※Ⓐは職員等の人的支援が可能な場合は、必須としない。また、幼児等が主に利用する施設では、必須としない。 Ⓑは職員等の人的支援が可能な場合は、片側のみでも可とする。																		
(4) 扉・出入口																				
仕様	扉は、容易に開閉できる構造とする。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	扉は、軽い素材とする。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
自動ドア	開閉時間は、可能な限り長くする。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	使いやすい形状とする。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
(6) 光環境																				
備品	屋外の照明は、夜間でも安全に通行できる明るさとする。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	むらなく、足元が見やすい明るさとする。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
(7) 備品																				
共通事項	公衆電話や自動販売機等の設置場所が分かるように案内板を設置する。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	通行の支障にならない場所に設置する。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	操作部分（ボタンやレバー等）は、使いやすい形状とし、必要に応じて点字を設置する。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
公衆電話	子どもから高齢者までだれもが使いやすいものを設置する。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	衝突時に危険のない形状のものを設置する。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
自動販売機	公衆電話を設置する場合は、子どもや車いす利用者が使用できる高さ及び蹴込に配慮した公衆電話を1以上設置する。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	公衆電話を複数設置する場合は、異なる高さに設置する。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
水飲み器	操作部分の高さは、床から45～125cm程度とする。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	水飲み器を設置する場合は、給水栓は、レバー式またはボタン式とする。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

8 施設区分別整備基準（基本事項）

		①学校等	②医療機 関	③児童福 祉施設	④福祉施 設	⑤集会 場、公会 堂（公民 館、貸館 施設を含 む）	⑥販売店 舗	⑦観光、 飲食施設	⑧宿泊施 設	⑨温浴施 設	⑩スポー ツ施設	⑪博物 館、美術 館、図書 館	⑫事務所 等	⑬公衆ト イレ	⑭共同住 宅	⑮工場等	⑯駐車場	⑰-1公共 用歩廊	⑰-2バス 停	⑰-3その 他
6-2 移動空間																				
1 施設まで（交通手段／周辺道路）																				
(1) 交通手段																				
バス・タクシー乗り場	バスやタクシー乗り場の案内板は、大きく表示するとともにピクトグラム（絵文字）を使用する。 施設全体案内図にバスやタクシー乗り場の位置を表示する。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
(2) 周辺道路																				
歩道	公共交通機関から施設までの歩道の幅員は、200cm以上とする。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
2 施設敷地内（駐車場／屋外通路）																				
(2) 駐車場																				
共通事項	位置	障害者等用駐車場、ゆったり駐車場、駐輪場は施設入口付近に設置する。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	案内	障害者等用駐車場やゆったり駐車場の位置を示す案内板を、駐車場内や敷地入口等に設置する。 障害者等用駐車場やゆったり駐車場は、立て看板で位置を示すとともに、駐車スペース内にマーク等を設置する。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
駐車場	駐車スペース	幅員は、250cm以上とする（乗降スペース込）。ただし、軽自動車専用スペースは除く。 2重の駐車ラインを敷設する。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	駐車台数	全駐車台数が200台以下の場合、全駐車台数に1/50を乗じて得た数以上とし、全駐車台数が200台を超える場合は、全駐車台数に1/100を乗じて得た数に2を加えた数以上とする。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
障害者等 用駐車場	駐車スペース	幅員は、350cm以上とする（乗降スペース込）。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	案内	駐車スペース内に国際シンボルマークや乗降場所の斜線表示を行う。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
駐輪場	必要に応じてバイクや電動スクーターの駐車スペースを設ける。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
(3) 屋外通路																				
幅員	主たる屋外通路は、140cm以上とする。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
動線	施設利用者の動線には、屋外通路を設置する。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	屋外通路と車道を交差させる場合は、横断歩道を設置する。 周辺道路の歩道と屋外通路を接続させる。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
3 施設内（玄関／通路（廊下）／スロープ）																				
(1) 玄関																				
幅員	80cm以上とする。 利用者の多い施設は、1以上を120cm以上とする。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
玄関マット	埋め込み式等、段差のない玄関マットを設置する。 通行に支障のない素材の玄関マットを設置する。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
(2) 通路（廊下）																				
幅員	主たる通路（廊下）は、140cm以上とする。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
壁	突起物を設けないようにし、やむを得ず設ける場合は鋭利な形状にしない。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
(3) スロープ																				
位置	目的の場所（出入口）の近くに設置する。整備が整わない施設については、構造上支障のない取り付け・取り外しが可能な簡易スロープを設置する。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
形状	幅員は、140cm以上（階段併設の場合は、120cm以上）とする。 勾配は、1/12以下とする。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	高さ75cm以内ごとに、踏み幅150cm以上の踊り場を設ける。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
屋根	利用者数が多い施設の屋外スロープには、屋根を設置する。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
安全対策	終始点には、150cm×150cm以上の水平なスペースを設ける。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	車いす等の脱輪を防ぐため、両側に5cm以上の立ち上がり又は壁面を設ける。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
4 昇降スペース（階段／エレベーター／エスカレーター）																				
(2) 階段																				
形状	回り階段でなく、直線階段とする。 蹴上げや踏面の寸法を一定にする。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	段を識別しやすいように、段鼻と周囲の色を区別する。 つまずき防止のため、蹴込板を設置するとともに段鼻を突き出さない（蹴込は、2cm以下）ようにする。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
案内	階段の位置を知らせる案内板を設置する。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	階段付近にエレベーターの位置を知らせる案内板を設置する。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

8 施設区別整備基準（基本事項）

		①学校等	②医療機 関	③児童福 祉施設	④福祉施 設	⑤集会 場、公会 堂（公民 館、貸館 施設を含 む）	⑥販売店 舗	⑦観光、 飲食施設	⑧宿泊施 設	⑨温浴施 設	⑩スポー ツ施設	⑪博物 館、美術 館、図書 館	⑫事務所 等	⑬公衆ト イレ	⑭共同住 宅	⑮工場等	⑯駐車場	⑰-1公共 用歩廊	⑰-2バス 停	⑰-3その 他
(3) エレベーター																				
設置	エレベーターを設置する場合は、車いす対応エレベーターを1以上設置する。	(A)	○	(A)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
かごの広さ	幅100cm×奥行き135cm以上（建物の床面積が2,000㎡以上の場合、「かご」の床面積は、1.89㎡（140cm×135cm）以上）とする。	(A)	○	(A)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
乗り場周辺	扉の幅員は、90cm以上とする。 乗り場周辺は、車いすが回転できる150cm×150cm以上のスペースを設ける。	(A)	○	(A)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
案内・表示	エレベーターの位置を知らせる案内板を設置する。	(A)	○	(A)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	「かご」の内部では、現在位置（階数）、停止予定階数を大きく表示する。	(A)	○	(A)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	「かご」の内部及び乗り場では、昇降方向を矢印等で大きく表示する。 階数等のインジケーター（計数表示器）の表示点灯色は見やすい色とする。 利用者の多い施設のエレベーターは、各種音声案内装置を設置する。（「〇階です。」 「上へまいります。」「行き先ボタンを押してください。」「地震が発生しました。」 等）	(A)	○	(A)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
押しボタン （操作盤）	全 般	(A)	○	(A)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	開閉ボタン	(A)	○	(A)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	横型操作盤	(A)	○	(A)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	乗り場のボタン	(A)	○	(A)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
安全・防犯対策	ボタンは、枠つきとし、文字やピクトグラム（絵文字）が浮き出た形状とする。	(A)	○	(A)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	ボタンには、点字を設置する。	(A)	○	(A)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	点字の設置位置は、ボタンの左側とする。	(A)	○	(A)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	ボタンの文字やピクトグラム（絵文字）は、見やすい色とする。	(A)	○	(A)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
安全・防犯対策	開閉ボタンの高さは、床から100cm程度とする。	(A)	○	(A)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	「かご」の内部には、主操作盤のほか、横型操作盤を1か所設置する。	(A)	○	(A)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	横型操作盤の高さは、床から100cm程度とする。	(A)	○	(A)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	高さは、床から100cm程度とする。	(A)	○	(A)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
安全・防犯対策	「かご」の内部の照明は、明るくする。	(A)	○	(A)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	横型操作盤や乗り場ボタンの操作により、到着したときの扉の開放時間は、可能な限り長くする。	(A)	○	(A)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	「かご」の内部の操作盤には、インターホンを設置する。	(A)	○	(A)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	「かご」の内部の扉の反対側の面に大型鏡を設置する。	(A)	○	(A)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
安全・防犯対策	「かご」と建物の床に段差を設けなくて、平坦にする。	(A)	○	(A)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	利用者の多い施設の「かご」の出入口には、光電式等の乗降者検出装置を設置する。	(A)	○	(A)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	設置 ※(A)は必要に応じて設置。																			

6-3 個別空間																					
(1) トイレ																					
共通事項	小便器	低リップ（前方に張り出した受け部）式とする。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	大便器 （腰掛便器）	腰掛便器を男女それぞれ1器以上設置する。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	荷物置き台・フック	便座の高さは、床から40～45cm程度とする。	○	○	(A)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	洗面コーナー	鏡は、斜めに設置するのではなく、できるだけ低い位置に設置する。	○	○	(A)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	出入口	洗面台の高さは、床から80cm程度とする。 トイレの中が見えないようにする。	○	○	(A)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	出入口	扉を設置する場合は、ひじ等でも開けられる形状で、開ける時は力がいらすゆっくり開まる扉とする。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	ペーパー	ワンハンドカット式とする。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
トイレ	その他設備	操作レバーやボタン等、操作が容易な水栓器具を設置する。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	出入口	利用者の多い施設は、オストメイト対応設備を設置する。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	ブース	出入口	幅員は、80cm以上とする。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
		扉	ブースの広さは、120cm×90cm以上とする。	○	○	(A)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	手すり	鍵は、開閉しやすいものとする。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	親子トイレ	鍵は、緊急時に外部から開閉できるものとする。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	手すり	幅員は、60cm以上とする。 簡易型多目的トイレの幅員は、80cm以上とする。	○	○	(A)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
個別機能を 備えたトイレ	手すり	出入口近くの1以上の小便器及び腰掛便器ブースには、手すりを設置する。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	案内 位置	利用者の多い施設は、男女それぞれのブース内に乳幼児用の椅子を1か所以上設置し、 出入口扉にピクトグラム（絵文字）を設置する。	(B)	○	(B)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	出入口	個別機能を備えたトイレが設置されている場所が分かるように、案内板を設置する。	(B)	○	(B)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	広 さ	幅員は、90cm以上とする。	(B)	○	(B)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
		引き戸とし、容易に開閉して通過できる構造とする。取っ手は棒状のハンドル式等、握りやすさに配慮したものとする。	(B)	○	(B)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
便 器	広さは、200cm×200cm以上とする。（150cm以上の円が内接できるスペースを確保する。）	(B)	○	(B)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
手すり	個別機能を備えたトイレの広さは、下記（P59〈分散配置を考慮した個別機能を備えた便房〉を参考とする。）	(B)	○	(B)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
	正面からの移乗だけでなく、側面から移乗ができる場所に便器を設置する。	(B)	○	(B)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
洗面コーナー	便器の両側に水平手すりまたはL字手すりを設置する。	(B)	○	(B)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
	手すりの高さは、車いすのアームレストと同じ65～70cm程度とする。	(B)	○	(B)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
	洗面台下部に高さ70cm程度、奥行き45cm程度のスペースを設けて、足が入るようにする。	(B)	○	(B)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
説明		※(A)は幼児用を設置する場合は除く。 (B)は不特定の利用者がある箇所のみ。 (C)の個別機能を備えたトイレの設置については、30㎡未満及び農村公園は必須としない。																			

8 施設区分別整備基準（基本事項）

		①学校等	②医療機関	③児童福祉施設	④福祉施設	⑤集会所、公会堂（公民館、貸館施設を含む）	⑥販売店舗	⑦観光、飲食施設	⑧宿泊施設	⑨温浴施設	⑩スポーツ施設	⑪博物館、美術館、図書館	⑫事務所等	⑬公共トイレ	⑭共同住宅	⑮工場等	⑯駐車場	⑰-1公共用歩廊	⑰-2バス停	⑰-3その他			
(3) 窓 口																							
受付カウンター		カウンターが複数ある場合は、異なる高さに設置する。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
		立位用カウンターの高さは、床から90～100cm程度とする。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
		座位用カウンターの高さは、床から75cm程度とする。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
		カウンターの幅員は、80cm以上とする。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
		安全のため角を丸くする。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
記入関係 記載台		カウンターには、下部に高さ70cm程度、奥行き45cm程度のスペースを設けて、足が入るようにする。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
		座位用並びに立位用の記載台を設置する。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
		立位用記載台の高さは、床から90～100cm程度とする。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
		座位用記載台の高さは、床から75cm程度とする。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
		記載台の幅員は、80cm以上とする。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
休憩・待合場所		安全のため角を丸くする。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
		利用者数に応じた十分なスペースを確保する。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
(4) ベビーコーナー																							
広 さ		利用者の多い施設は、複数の保護者と乳幼児が、同時に利用できる広さのおむつ交換スペースと授乳スペースを設置する。また、その際は、哺乳台やおむつ交換スペースから授乳スペース内が見えないよう対策を講じる。	Ⓐ	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
		出入口は、中が見えにくい引き戸またはカーテンとする。	Ⓐ	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
		ベビーカーが入れるように、出入口や通路幅を80cm以上とする。	Ⓐ	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
出入口・通路		柵付きベビーベッドや長椅子を設置する。	Ⓐ	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
		手洗い場や換気扇を設置する。	Ⓐ	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
備 品		各授乳スペースに使用中の表示を設置する。	Ⓐ	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
			Ⓐ	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
説明 ※Ⓐは必要となった時対応できるよう計画しておくこと。 Ⓑは30㎡未満及び農村公園は必須としない。																							
(5) 店舗（食堂・売店等）																							
幅 員		出入口の幅員は、80cm以上とする。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
		看板等の備品類は通行の妨げにならない場所に設置し、十分なスペースを確保する。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
券売機		硬貨投入口に広い受け皿のある券売機とする。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
		ボタンには、点字を設置する。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
(6) 浴室・シャワー室・脱衣室																							
共通事項	出入口	幅員は、80cm以上とする。	Ⓐ	○	Ⓐ	○				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
		利用者の多い施設の幅員は、90cm以上とする。	Ⓐ	○	Ⓐ	○				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	その他設備	車いす利用者が利用可能な、浴室、シャワー、更衣室を設置し、十分な空間を確保する。	Ⓐ	○	Ⓐ	○				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
		レバー式等の操作が容易な水栓器具を使いやすい位置に設置する。	Ⓐ	○	Ⓐ	○				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
		浴室、シャワー室、更衣室に椅子やベンチを設置する。	Ⓐ	○	Ⓐ	○				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
浴室 シャワー室	浴 槽	子どもや背の低い人に配慮し、浴槽内で着座するための水深の浅い部分を設ける。	Ⓐ	○	Ⓐ	○				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
		循環式の浴槽の場合、吸い込み口が身体や頭（髪の毛）等が吸い込まれない構造とする。	Ⓐ	○	Ⓐ	○				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	水栓器具 備品	水栓器具は、給湯が高温で直接身体の方角に出湯しない構造とする。	Ⓐ	○	Ⓐ	○				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
脱衣室		水栓器具は、ボディソープやシャンプーを使用しても滑りにくく、操作しやすい形状とする。	Ⓐ	○	Ⓐ	○				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
		ロッカーや脱衣かご等は、子どもや車いす利用者に配慮した高さや形状とする。	Ⓐ	○	Ⓐ	○				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
脱衣室		床は、衛生的に対応できる素材または仕上げとする。	Ⓐ	○	Ⓐ	○				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
		だれもが利用しやすい洗面台を設置する。	Ⓐ	○	Ⓐ	○				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
説明 ※Ⓐは実態に応じて計画すること。																							
(7) 客席・観覧席・舞台・楽屋																							
共通事項	出入口	幅員は、80cm以上とする。																			○		
		利用者の多い施設の幅員は、90cm以上とする。																				○	
客席 観覧席	車いす対応	車いす対応客席数を客席数全体の1/200以上設置する。																			○		
		車いす対応スペースは、1台につき幅90cm以上、奥行き150cm以上とする。																				○	
	その他	タイヤ止めや手すり等の安全対策を図る。																				○	
		車いす対応スペースまでの通路幅は、140cm以上とする。																				○	
舞台・楽屋		客席は、長時間着座しても疲れにくい形状や素材とする。																				○	
		車いす利用者が利用できる居室や設備を設置する。																				○	
説明 ※○以外のカテゴリーの施設で設置する場合は、全ての項目が適合対象となる。																							
(8) 宿泊室																							
客 室		客室総数が50以上の場合は、障害者が円滑に利用できる客室を1以上設置する。																			○		
		出入口の幅員は、80cm以上とする。																				○	
		移動空間の幅員は、80cm以上とする。																				○	
		障害者が円滑に利用できる客室の移動空間の幅員は、90cm以上とする。																					○
		障害者が円滑に利用できる客室の床は、車いすの走行に支障のない素材または仕上げとする。																					○
トイレ・浴室・洗面所		障害者が円滑に利用できる客室は、車いすの回転に支障のないように150×150cm以上のスペースを設ける。																				○	
		障害者が円滑に利用できる客室は、車いす利用者が利用できる構造のトイレや浴室を設置する。																				○	
		洗面台下の給湯配管でやけどをしないよう配慮する。																				○	
説明 ※Ⓐは宿泊施設を併設する場合は、適合対象となる。																							

8 施設区別整備基準（基本事項）

			①学校等	②医療機 関	③児童福 祉施設	④福祉施 設	⑤集会 場、公会 堂（公民 館、貸館 施設を含 む）	⑥販売店 舗	⑦観光、 飲食施設	⑧宿泊施 設	⑨温浴施 設	⑩スポー ツ施設	⑪博物 館、美術 館、図書 館	⑫事務所 等	⑬公衆ト イレ	⑭共同住 宅	⑮工場等	⑯駐車場	⑰-1公共 用歩廊	⑰-2バス 停	⑰-3その 他
6-4 情報・案内																					
(1) 案内標示																					
共通事項	標示 デザイン	表示すべき内容が容易に識別できるピクトグラム（絵文字）※等を用いる。 （※当該内容がJIS Z 8210またはISO規格等に定められているときは、これに適合するもの。）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	設置場所	だれも見やすく、視認できる高さに設置し、必要に応じて角度をつけるなどの工夫をする。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	色彩	高齢者、色覚障害者、近視、乱視等、視覚に障害がある人でも、識別できる配色とする。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
文字や 絵による案内	文字	文字を大きくする。 文字の書体は、ゴシック体とする。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
(2) 音声案内																					
		利用者の多い施設の玄関、エレベーター、エスカレーター周辺等は、視覚障害者誘導用ブロックを設置するとともに、音声案内なども併せて設置する。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
(3) 人的対応																					
総合案内		施設に入っすぐに分かる位置に設置する。		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○							○
6-5 避難																					
(1) 警報装置																					
		非常放送設備を設置する。 利用者の多い施設の非常放送設備は、火災報知機と連動した自動放送設備とする。 利用者の多い施設は、光による警報装置を設置する。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
(3) 避難通路																					
幅員		避難通路の幅員は、140cm以上とする。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
非常扉・防火扉	幅員	幅員は、90cm以上とする。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	扉は容易に開閉できる構造とする。 開閉方法が分かりやすい扉とする。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
非常灯	警報装置等と連動して通路の照明を明るくする設備を設置する。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
案内		全体案内図に非常口の位置を表示する。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
7-1 雪対策																					
(2) 駐車場・屋外通路																					
共通事項	路面	雪が積もっても滑りにくい素材または仕上げとする。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	屋根	通行する人や車に、落下した雪が当たらない構造の屋根を設置する。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
駐車場	駐車スペース	車の雪を下ろすスペースを確保するため、2重の駐車ラインを設置する。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○